

# 函館市立戸井学園いじめ防止基本方針

令和3年4月策定

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条（学校いじめ防止基本方針）に基づき、函館市立戸井学園の全ての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定されたものである。

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、全教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し情報を共有しなくてはならない。「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童生徒にも起こりうるもの」という基本認識に立ち、全ての児童生徒を対象に、いじめのない楽しく豊かな学校生活を送らせるとともに、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

### (1) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在籍する児童生徒又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(いじめ防止対策推進法)

### (2) いじめの解消

次の2つの要件が満たされた時、「いじめ」が解消している状態という。ただし、解消している状態であっても再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易に消えない場合もあることから、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び課外児童生徒等を、日常的に深く観察する必要がある。

- 1 いじめに係る行為が止んでいること
  - (1)心理的または物理的な影響を与える行為が少なくとも3ヶ月以上継続していること
  - (2)いじめの被害の重大性等から必要な場合はさらに長期の期間を設定する。
- 2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
  - (1)いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められる。
  - (2)苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及び保護者に面談等で確認する。

## 2 いじめ対策のための組織 いじめ不登校対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、当該学級担任からなる「いじめ不登校対策委員会」を組織する。本校の実態から、基本的には全教職員で全ての事案に対応する。

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策（別表1）

- (1) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、被害者に着目して、いじめに当たるか否かを判断する。
- (2) いじめ問題への対応は必ず組織的に対応するとともに、「複数の目」と「外部の目」という2つの視点を意識し判断をする。
- (3) 重大事態発生時など事故発生時に実施するアンケート調査の調査票の保存は、「児童生徒事故報告書」として、5年間学校保存をする。個人の判断で勝手に破棄せず、いじめにかかわり収集した情報は、「いじめ不登校対策委員会」で収集し、適切に管理や保存をしておく。

## 4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事件が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告・相談し、関係諸機関と迅速かつ的確に連携を取り対応する。これは、児童生徒や保護者からいじめによる重大事態に至ったという申し出があった場合も同様である。
- (2) いじめの内容が犯罪として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童生徒の生命、心身または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、ただちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

（詳細は図1）

## 5 保護者への連絡と支援・援助

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 6 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（図1）

## 7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童生徒の保護を第一に、いじめを行った児童生徒に対して適切な懲戒を加えることができる。その際は、教育的配慮に留意し、児童生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係をはぐくむことができるように促していく。

## 8 学校評価の実施

いじめ問題の取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を教育委員会に報告し、公表する。

9 いじめ防止年間指導計画（別表2）

（別表1）いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

（1） 学校全体での取り組み

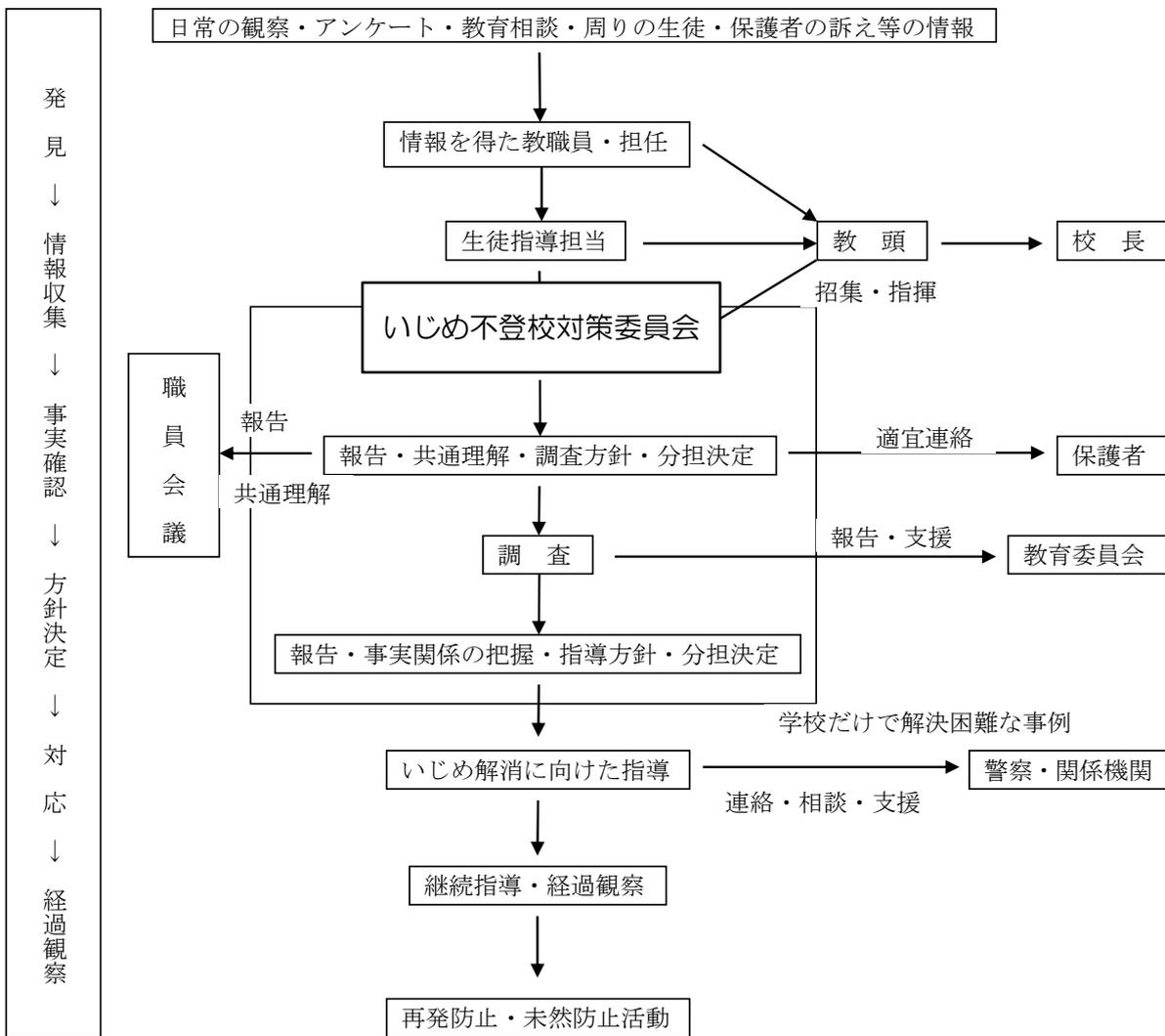
|          |                       | 児童生徒へ直接かかわる取り組み内容                                                                                                                                                                                                                   | 保護者との連携や依頼内容                                                                                                                                              |
|----------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いじめの未然防止 |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の価値観等の理解(道徳・特活・総合)</li> <li>○道徳教育の充実(人権教室・情報モラル教室)</li> <li>○正しい判断力の育成(道徳・特活・総合)</li> <li>○望ましい集団づくり、人間関係形成能力向上の日常的な取り組み</li> <li>○奉仕的体験活動への積極的取り組み</li> <li>○全校的ないじめ撲滅運動の取り組み</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成</li> <li>○携帯電話、インターネット等のルール作り</li> <li>○生活の様々な機会を通し、善悪の判断を育成</li> <li>○地域での様々な体験の参加</li> </ul> |
| いじめの早期発見 |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○集団から離れて一人である児童生徒への声かけ</li> <li>○教育相談やアンケートによる情報収集</li> <li>○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究</li> </ul>                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○日常的・積極的な子どもとの対話</li> <li>○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック</li> <li>○子供の持ち物の紛失や増加に注意</li> <li>○悩みを親に相談できる家族関係</li> </ul>          |
| いじめの早期対応 | 暴力を伴ういじめ<br>いじめられた側   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>                                |
|          | いじめた側                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関(警察、児童相談所)との連携</li> </ul>                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童生徒を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> <li>○被害児童生徒・保護者への適切な対応(謝罪等)</li> </ul>              |
|          | 暴力を伴わないいじめ<br>いじめられた側 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対</li> <li>○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>                                |

|          |           |         |                                                                                                                                                                |                                                                                                                                              |
|----------|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |           | いじめられた側 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関(教育相談、カウンセラー、心の相談員等)との連携</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童生徒を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> <li>○被害児童生徒・保護者への適切な対応(謝罪等)</li> </ul> |
| いじめの早期対応 | 行為がわかりにくい | いじめられた側 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束</li> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>                   |
|          |           | いじめた側   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関(カウンセラー等)との連携</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童生徒を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞く</li> </ul>                                    |
|          | ない        | 直接関係がない | <ul style="list-style-type: none"> <li>○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童生徒の苦しみの理解</li> <li>○言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さの指導</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに気づいた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導</li> <li>○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成</li> </ul>                |

## (2) 家庭や地域との連携

|                |                                                                                                                                                                       |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各家庭(PTA)での取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気づくことのできるような啓発</li> <li>○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙</li> <li>○父親の子育てへの積極的参加を啓発</li> </ul> |
| 地域での取り組み       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒達への積極的な挨拶と声かけの依頼</li> <li>○困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡</li> </ul>                                                       |

(図1) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ (図1)



\*いじめの事案の状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。

\*迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応する。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

<生命または身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合>

\*速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心に、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決に当たる。

\*事案によっては、学年および学校の全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得たうえで、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

\*事案によってはマスコミ対応の必要もある。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

## 重大事態対応フロー図

### いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

### 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

### 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

#### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置